

今年売上が増えた方
小規模共済の加入・増額をお勧めします！

小規模共済の掛金は、
所得税・住民税で全額控除できます。

★ **現金あいのお申込は**
11月20日(金)まで

※R9年1月～3月末のお手続きの
ご案内はしていません。

年明けのお手続きは
R9年4月になります



- ※現金なしの年内お手続きは9月18日で終了しました。
- ※増・減額の場合、「掛金月額変更申込書」が必要です。
- ※来所の際はご予約ください。
- ご不明な点は職員にご相談ください。